

令和7年度生活支援サービス開発支援事業市町村支援計画（案）

【事業目的】

地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するためには基盤整備が不可欠であり、各市町村が実施する「生活支援体制整備事業[※]」により生活支援コーディネーターを配置し、地域住民を含む多様な主体による支え合いや生活支援サービスの充実を推進することが重要である。そこで、関係団体で構成する「宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議」を運営するとともに、市町村へのアドバイザー派遣等を行うことで市町村への支援を実施するもの。

※生活支援体制整備事業：生活支援・介護予防サービスの資源開発やネットワーク構築等のためのコーディネート機能を果たす者（生活支援コーディネーター）の配置及び協議体（地域の多様な主体により構成される生活支援・介護予防サービスに関する企画、立案、方針策定等を行う場）の設置等を行うことにより、市町村による、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進する事業

| 事業名 | 目的、実施内容 |
|-----------------------------|--|
| (1) 宮城県地域支え合い・生活支援推進連絡会議の開催 | 生活支援体制整備事業に関する情報交換や生活支援コーディネーターの質の向上、市町村の個別課題の解決を図るため、行政、職能団体及び事業者団体等で構成される連絡会議を年5回程度開催する。 |
| (2) 県内市町村への情報提供及び助言 | 県内市町村の実態や課題を訪問等により把握するとともに、情報提供や助言を行う。市町村の依頼に応じて、アドバイザー（連絡会議会員）を派遣し、会議・研修会等の講義や事業に関する助言等を行う。 |
| (3) 市町村伴走型支援事業の実施 | 市町村が生活支援体制整備事業の趣旨と地域の実情を踏まえ、地域の多様な資源を活用し効果的に事業を実施することができるよう、市町村に複数回支援チーム（連絡会議会員・宮城県社会福祉協議会・長寿社会政策課・保健福祉事務所）を派遣し、戦略策定へ向けた助言を行う。 （2市町村／各3回程度） |
| (4) 情報交換会の開催 | 市町村担当者、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員等による情報交換の場を提供するため、情報交換会を開催する。 （3圏域〔県南・仙台・県北〕／各1回） |
| (5) 生活支援コーディネーター養成研修の開催 | 生活支援コーディネーターや市町村職員等へ向け、2つのコースからなる研修を開催する。 ○地域づくり推進コース（初任者向け）3回 ○現状分析・課題解決コース（現任者向け）3回 |
| (6) その他 | 生活支援コーディネーターや市町村職員等を対象とした実践報告会等を開催し、総合事業や生活支援体制整備事業の事例・制度等についての情報共有を行う。 |